

建設委員会会議録

平成20年2月5日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:45

○ 委員長

ただ今より建設委員会を開会いたします。

「建設行政について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 後藤委員

建設行政といつつ、201号の国道の件でお尋ねしたいんですけど、国県道対策室だろうと思うんですけど、旧鶴三緒橋が解体されて工事をやられているみたいなんですけど、いずれは4車線化というのは聞いているんですけど、まずこの点はいつ頃4車線になるのかをお尋ねしたいんですけど。

○ 国県道対策室主幹

いま言われました鶴三緒橋の工事を平成19年度から着手しております。完成につきましては平成21年春ということで供用開始、これは暫定2車線でありますけれども、部分的に橋の前後にかけまして4車線化をするということで平成21年春に供用開始予定ということになっております。

○ 後藤委員

もう一点が下三緒側の方に県道山田線のところですね、ここも跨線橋のところを工事されているみたいなんですけど、当初の計画で行けばあそこは高架だったのが、用地買収の関係で平面交差でやられているんですけど、ここらへの工事をされているということは、もう高架の段取りかなと思いましたが、そこら辺の経過を教えてくださいなと思っております。

○ 国県道対策室主幹

今言われました下三緒の交差点改良につきましては、平成19年度の8月から着手しております。国土交通省と協議しながら完成目標について確認いたしましたところ、平成21年の3月、鳥尾トンネルが開通いたします。それに合わせまして平成21年3月に考えていると。それと実際予定としてはそういうことで目標を立てておりますけれども、ご存知のようにあそこは陸橋にかかるJRがあります。その協議等がありまして、現実的には国土交通省によれば2、3年は遅れる可能性もあるという回答を得ておりますが、一応完成目標としては平成21年3月を目指してがんばりたいということでございます。

○ 後藤委員

ということは用地の件は解消したという考えでよろしいですか。

○ 国県道対策室主幹

この立体化に関しまして近隣地区の住民の方々にも事業の説明、工事の陸橋の内容等も含めまして説明いたしまして、交渉につきましては了解を得て、8月から工事着手ということになっております。用地は完了しております。

○ 後藤委員

最後の1点ですけど、地元の鶴三緒側の信号機があるんですけど、ちょうど鶴三緒橋の交差点からひとつ手前の信号なんですけど、地元が201号の開通の当初から手押し信号になっているんですね。だから、出て行くときに出にくいという話で警察のほうは4車線化になったときには手押しじゃなくて信号を半感应式の信号にするかどうか検討させていただきますということなんですけど、そこら辺の要望活動をしていただきたいんですけど、その点はいかがでしょうか。

○ 国県道対策室主幹

さきほど鶴三緒橋の4車線化につきましてお答えしましたが、それに関連いたしましていましてご指摘のありました箇所につきまして、警察、国土交通省含めて協議をしております、この鶴三緒橋の4車線化に伴いまして今言われました交差点まで4車線化をやると。それによって国交省とも4車線化することによっての半感応式の信号機設置については警察へ協議して設置の方向で今後要望していきたいというふうに考えております。

○ 後藤委員

最後にこれは要望で終わりますけど、できましたらこういう片島の交差点も工事中なんですね。時期が市民から聞かれても全然わからないんです。報告がないから。できましたらある程度計画が立っている部分についてはこういう報告を建設委員会の中で国県道対策室が関連している部分があれば報告していただきたいということを要望して質問を終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 人見委員

いまの話の前提というか、そうした完成が間もない幹線の道路が、まさに国会の議題の真っ只中にあるその特定財源、なかんずく暫定税率の問題等が現実、都道府県はじめ全国の市町村も予算は案としてはつくったものの、果たしてどうなのかとか、審議に供される内容になるのかとか、要するに自治体のほうが先に予算は上げたけど、その後、国が財源不足を生じるような、今危惧されてる、話題となっているような状態になったときにどうなのかとか、このような、今、渦中にあるわけですけど、現実それぞれこの暫定が廃止となった場合の影響についてどのように考えて具体的な数字として、どのように表せるのか、表せないのか、表してもらわないとどれほどの影響となってわが町にも生じてくるのかそうした影響が、そうしたことが現実あるわけです。これを予算委員会だとかそうした正式な議会が近々もう3月議会が召集されるわけですけど、そうした作業がいかほど進んでおるのかというか、そこがさっきの話とも実は大いに関連する事柄なんだと思います。折角目の前まで来てるわけですよ、それが1年遅滞になったとか2年になったとかいうことがあってはどれほどの影響になるのか、実態的にですね、そんなことが考えられますが、そのあたりの対応について影響額等が何らか算出されている経過があるのであれば、限られた範囲で構いませんけどご報告願えないかと、このように思います。今日もマスコミのかたお見えになっておりますんでね、しっかりとそのあたりは聞き取っていただきたいという思いもありますんでいかがでしょうか。

○ 国県道対策室主幹

現在、国会では平成20年度3月末に期限が切れます道路特定財源の暫定税率の延長か廃止かについて審議が行われています。飯塚市におきましてもこの暫定税率の廃止に伴いましてやはり大きな影響が出てくるというふうに考えています。飯塚市ではこの廃止によりまして平成19年度予算ベースでございますが、税込で約4億1千万円の減少するというふうに考えられています。また、国からの交付金等により本市内で実施されています事業については、これも平成19年度の予算ベースですが、約13億5千万円の減少の恐れがあり、事業中の路線については大幅な遅れなどの影響が出るということが考えられています。

○ 人見委員

そうした4億1千万さらには13億5千万という穴が開く、そのような数字が出されているわけですけど、現実そうなった場合なにか手立てはあるんですか。要するに計画をしているそうした道路の関係予算の事業執行に関しては全くストップという形でしか対応が出来ないのか、そんなことが果たして許されるのかというか、行政サービスというか年度事業としてですね、何らか手当てをしなきゃいけないと、手当てが出来ると、また、手当てをしなきゃいけないのか、しようとしたときにその手立てはあるのか、財源的なですね、そのあたりはまだ架空と言うかあれなんですけど、万が一そうであったら全く要するに事業執行というのはやらないというこ

とになるのか、それでもやらなければならない部分が出てくると、そうしたときの財源手当てはなんらか考えておかなければならないのか、考えられるのか、その点はどうか。

○ 国県道対策室室長

今、先ほど主幹のほうから当市の影響額を言っていますが、もしそういった額が入らないということになりますと、実際に今現在道路整備をやっている部分につきましてはやはり一般財源を出さなければならぬと思いますね。そういうことでほかの予算の額を削ると、そういった形でしなくてはならないのではないかと思います。そういう影響が出てくると思われます。

○ 人見委員

そうしたら、もう具体的に少なくともこの道路とこの道路はそういう対象に考えられるというようなものがあげられるのであれば上げてください。

○ 国県道対策室長

今現在行われています国の事業では、200号の片島の立体化でございます。それから先ほど後藤議員が言われました201号の飯塚庄内田川バイパス、これは国の直轄事業でございます。それから一般県道では飯塚穂波線、それから鯉田中線、それから市道の関係では旧穂波町の平恒忠隈線というのがあるんですが、旧JRの跡の道路です。そういったものが国からのそういう特定財源を使って整備あるいは維持補修をされているという状況です。

○ 人見委員

で、そうした具体的な道路が上げられて、あと具体的な金額等もおおよそ付けられておることだろうと思います。それが押しなべて4億1千万とか13億5千万という、まるっと数字になるとは思えないんですが、その中に入っているということだろうと思うんですね。ちなみに今申されたその・・事前審査になるきやめところ・・大体どれくらいになるか聞きたいけどもたぶん答えにくいのかなと具体的なものをあげられたんでね、その分に関わる分がどうかという話になっちゃうとどうかという気がしますので少なくともそういう先ほど言われた総額13億5千万とか、4億1千万の中に入れて、即影響がでてき、その事業は留めるというわけにはいかない、したがって一般財源から何らか持ち出さざるを得ない、手立てを一般財源からせざるを得ないと。その一般財源ちゃ、その調整基金なりあるんですかね・・

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:13

再開 10:13

委員会を再開します。

○ 国県道対策室長

正直分かってないんですけど、財政あたりとも協議しないと分からないと思います。

○ 人見委員

大体飯塚市も埋蔵金ならぬ何かひょっこり出てきたとか、1年経って見たらこれだけあったとかいうようなことがついぞ最近は多いような気がしますので半分期待をしながらとか言うような話にもなるのかも知れませんが、これは新年度の予算との絡みもあります。国の動きもあります。その国の動きに関して、これは最後になりますが、市長会、それから各種団体、行政の首長さんたちの団体とか、いろいろニュースでも取り上げられております。で、いわゆる福岡県でもいいんですが、本市市長としてそうしたこの特定財源並びに暫定税率のこの分に対する影響に関して考慮すれば、当然のことながら何らか、我々議会に対してもそうした国への意見進達というか、そうした作業に入る、そうしたお願いを議会に対してもやられるおつもりがあるかどうかいかがでしょうか。

○ 建設部長

この道路特定財源の税率の延長の件ですが、先ほど国県道主幹および室長が答弁しましたように、私どものほうは延長は必要だと言うふうに理解しています。それで議会のほうにも意見書なり提出をお願いをしていますが、今ちょうど国会がですね、期限が3月31日ということになっていますので、国会の状況を見た中でまた判断したいと思っています。また市長会でですね、それから地方6団体もいろいろ決議など出しておりますので、本市におきましても国会の状況を見ながらそういうふうな運動をしていきたいというふうに考えております。飯塚市議会におきましても国会の状況を見ながら、またお願いをしていきたいというふうに考えています。

○ 人見委員

すみません。昨年12月の私の一般質問だったと思いますが、浄化槽の関係で実は汚水汚泥の処理計画というのを今年度3月までに何らか案を作成するという話があったかと思ってるんですね、この種の質問、委員長かまわんとですかね。建設行政について・・いいですか。その汚水処理計画の策定経過、現状を先ずお聞かせ願えればと思いますが。

○ 上下水道部長

委員から言われました、汚水処理構想につきましては合併後の新市の汚水処理の手法について関係各課、言われました合併処理浄化槽については環境整備課、それから農業集落については農林課ということで所管が違いますので関係各課の職員が集まりまして昨年から委員会を重ねまして、ほぼ出来上がっておりまして、近々の建設委員会の方に汚水処理構想として報告する予定にしています。出来れば次回あたりの委員会に報告を予定しています。

○ 人見委員

この汚水処理の構想、言われるように所管が環境整備課、それから農林課、そして公共下水道課と3つにまたがるわけなんですね。市民の側からするとひとつは、汚水の、要するに収集運搬処理という観点からすると、それに関わる費用と言うのは、市民側からすればですよ、先ずは均一と言うか公平さが保たれなければならないと思うわけですね。そういうふうな観点はひとつは大事だと思うんですが、汚水処理の、要するに区域によって公共下水道の区域が出てき、浄化槽の、また汲み取りの区域が出てき、更には公共下水道の区域の中でも要するにし尿汲み取りが残りますね、そこには浄化槽は基本的には入れないと、設置は出来ないということになってるんですね。そうしたら公共下水道の区域の中に要するに汲み取りのところも出てくる。同じエリアの中で公共下水道と汲み取りとが出てきて、その処理にかかる費用負担というのも違うんですね。それが果たして本来的に市民側からすると同じ汚水の処理に関わるものとして、どこまでが統一され均一なものなのか。どこからが差別化というか違う要素が加わり、その部分はこうなんだというようなことが併せて説明のつくような方向に持っていけないといかんのじゃないかと。で、それが汚水処理のかかる費用にある意味ではきちんとマッチングしなければいけないと思うんですが、私の言っていることが、先ず原則論としてはどうなんですかね。そういう市民サイドからしたらどうなのか。とか、その辺りからきちんと練り上げられたというか、汚水処理の構想に繋がるのかどうか、単純に量がどうのこうのというだけの話なのかどうかと思ってるんですがいかがですか。

○ 上下水道部長

今回の汚水処理構想につきましては、先ほど言いましたように汚水の処理方法といたしまして公共下水道それから合併処理浄化槽での処理方法、それから農業集落による処理それからコミュニティプラントある一定の開発区域における合併処理浄化槽の大型化の、この4つの手法をどう地域ごとに効果的、経費的に一番安い方法で整備できるかと言うような要するに地図での色分けをした手法を採っています。確かに理想としては同じ市民であれば、同じ汚水を処理するのは同一料金が理想ですが、それぞれの手法の維持管理上、それから、処理に費用が違いますので、公共下水道に対してはそれぞれの維持管理にかかる費用辺りで算出した公共料金

の下水道使用料という形。それから合併処理浄化槽においてはその設置費用、それから民民での契約になりますけど、その維持管理業者とやる契約による汚水の処理に関わる費用というような形。それからコミュニティープラントにつきましてもその維持管理にかかる費用でもって別々にそれぞれが費用計算をして別々な料金を取っているのが現状でございます。今回の汚水処理構想につきましては、正直そのあたりの料金の統一と言うような形のところまでは至っていないのが現状です。

○ 人見委員

で、公共下水道と、し尿汲み取りの違いというのは大体分かるし、とかと言う話になるわけです。ところが、料金からして先ほど言いました同じ公共下水道の区域内で本管は入ってくる地域ですよ、だけどつなぐことが出来ないのか、せずに汲み取りでやってる、で、汲み取り料金を払っている。公共下水道の料金は、要するに受益者負担としてですね、基準は水道使用料、これが基準になってますよね。で、公共下水道の維持管理に関わるそうした費用と、受益者負担の費用のあり方、割合ですね。これをどのようにみるか、更には少なくともそこにはきちんと整合性が取れていないといけない。維持管理費用と、要するに公共下水道の使用料というのが。ところが俗に言われるこれは100%受益者負担には出来ない。高くなりすぎてと、というような話があったとあたしは記憶しているんですが、正式な専門的な用語は分からないんですよ、それが何何率だとか言うようなことは分からないんですが、押しなべてそのような話僕は聞いたことがあるんですが、どうですかね。どういう基準で算出をされ、受益者負担要するに下水道料金。

○ 水道事業管理者

先ず一点お答えいたしますが、受益者負担、これは私どものほうは土地の面積で受益者負担をいただいています。飯塚市は292円だったと思います平米当たり、近隣の直方市で500円前後だったと思いますけども差があります。この負担金は資本的、要するに建設事業費に目的は使います。後、言われる使用料これは維持管理で算定する使用料ですので、これは全く下水道事業の中で維持管理に使う費用ですので、これは毎年決算で上がってきますように赤字ならば料金値上げしなきゃいけない、そういうような維持管理にかかるものと、一方では先ほど申しました建設していく事業費との兼ね合いですので受益者負担と維持管理料、これについては全く別物だという形のなかで御理解をいただきたいと思います。

○ 人見委員

分かりました、受益者負担金は平米292円これは建設に当たってにいただく受益者負担金と、で、通常下水道料金と言われるのはその公共下水道の維持管理に関わる費用に対する利用者負担と、このような認識ですね。で、先ずこの維持管理に関わるこの下水道料金、これが維持管理に関わる費用に対して、この下水道料金で徴収されるその率、割合が先ほど私が言いましたように100%、この下水道料金で賄っておるのかとか、この歳出の中で本来ならば100と言う金額をいただかなければならないんだけど、せめてあえて100%取るとすれば今の何倍かとか、そういう高額な負担になるのでここは60%、100%の数字は算出されてるけども60%の水準で下水道料金として徴収させていただくと、このような話を聞いているんですが、この率と言うのが専門用語としてわからないのと、そういうことがあるのかどうかということをお聞かせ願えればと思ってるんですが。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:28

再開 10:29

委員会を再開いたします。

○ 水道事業管理者

今申しましたように、総額で下水道事業に一般会計から負担を19年度予算ですが5億2千万円いただいています。この中で約3億7、8千万円だと思いますが詳しくは数字があれですが、4条の方の建設事業費に充てています。今本管を入れていかない、幹線を入れていかない箇所が市内沢山ありますのでそういう事業費に充てています。一方ではこれも一般会計とのやり取りですが、本来は一般会計でみないといけない下水道の負担を我々が一旦負担金としていただいている金も含んでいるわけですね。それで、維持管理に使っている金がたぶん1億前後じゃなかったかと思いますが、19年度予算の中でそういう補填だけは維持管理でみているような状況です。ですから丸々が本来ならば料金を徴収した金で自己運営をするのが当たり前なんです。先ほど言われたように以前からずっと下水道は赤字会計で来ていますが、ようやく最近では使用の方が、水洗化の方々が増えてきたと言う要素もございます。一方では人件費、動力費、薬品費それから国からお金を借りています事業費の、起債で国から借りていますが、その利子だけは料金に加算されます、そうしたようなものの中で今は19年度の3月31日までに起債の、国の金5%以上借りているのを繰り上げ償還が認めてもらえますので、そうしたものが下がってくれば料金の抑制もある程度は出きるということで私は最近市長に報告してはいるんですけども、そうした形の中で料金の抑制が出来れば努力してそういうものが出来る。だから今申しましたように人件費です、ただ人件費なんかは一般会計も行革をやっていますので私どももこれに見習ってやっていますが、こうしたものが削減できれば料金に跳ね返らないというひとつの努力も・・・

○ 委員長

質問と違いませんか・・・暫時休憩いたします。

休憩 10:31

再開 10:31

委員会を再開いたします。

○ 上下水道部長

料金改定の目安になります例の3条予算ですが一応、下水道使用料につきましては約8億の収入があります。あと、収入のほうは他会計からの補助金それから国からの補助金等入れてまして全体の収入として13億それから支出の方につきましてもそういう維持管理、人件費等含めまして約13億等でございます。そういう形で他会計からの補助金あたりで今のところ下水道使用料については料金の改定は当分大丈夫ではないかというような見解を持っています。ただ、そういう形で水道使用料に対して下水道使用料が変わります。傾向といたしましては減少傾向に、下水道使用料は減少傾向にありますのでそういった使用料あたりの減収によりまして料金改定等も考えられるところがございます。ただ、支出のほうで実際の現金の動きの無い減価償却というか価値の部分がありますのでその部分を含めると、今のところ当分料金の改定は考えなくていいのではないかという見通しは持っています。

○ 人見委員

なかなか意が伝わっていないとか・・・全然未だに私の聞いた答えにはなっていないような気がするんですね。要は私がとにかく下水道敷設区域、計画区域、実施区域のこの中でさえもひとつは未だに汲み取り、これからも汲み取り、という人達もおられる。その人達は建設の際には受益者負担平米292円が徴収され、管が敷設された後も汲み取りで行こうとしたときには汲み取り料金を当然支払い、なおかつ隣の人が公共下水道で水洗化でよりよい清潔な快適な生活をされているその料金が100%負担されず、逆に一般会計からとにかくも5億2千万円とは言わないけれども、総じてそうした100%きちんと受益者負担使用料として徴収されるわけではないということが、何らかの形で一般会計から補填をされてる、補填をされてるということは税金が充てられてるということ、汲み取り料を支払いながら公共下水道で快適な生活をされている方々のために一旦税金として納めたものから充てられてるという、そこでの負

担がある。私たちは、私は公共下水道要らないんだと、されどここが計画区域になって、どうしても本管繋ぐんですと、延伸するんですと、多くの8割の方がとか、こんな話があるのかどうか分かりませんが少なくとも延伸するんです。延伸したら平米292円の受益者負担がどうしようもなく徴収されるという汲み取りと下水道の関係からしたらそうした一般市民の負担というかこの汚水処理に関わる費用の中でも若干矛盾というのがありはしないかという気がするんです。私の考えが矛盾しているでしょうか。

○ 上下水道部長

ちょっと整理しておきます。受益者負担金というのは、そこに幹線を通した場合にその土地の所有者から平米あたり292円を一時金としていただくという形。ただ、条例を改正しまして繋ぎこむ世帯に対してのみ今292円をいただくという形に変えています。一般住宅におきましてはそれも頭打ちが10万円という形での条例改正をやっていきます。先ほど一般会計からお金を下水道会計に突っ込むというような形で不均衡があるのではないかという形ですが、下水道整備は一面、浸水防除という形の対策の事業も兼ねています。要するに排水が一時的に用排水路に流れるのを抑えて浸水を防除するという役目もございまして、そういう面から行きますと、将来的には公共下水道の整備というのは必要な事業ではないかという考えを持っていて、特に水洗化をしていただけない世帯については積極的な、折角公費を投じて整備した幹線には是非繋ぎこんで欲しいという啓発を行っていきたくと考えています。

○ 人見委員

そうした経過があったということを知ることが出来たありがとうございました。私が若干過去の古いイメージというか知識しかなかったということで大いに反省をしました。そういう中でさえも公共下水道の掛かる建設費用というのが莫大なものであるということが一面市の財政にある意味では圧迫をする可能性もある、現実。飯塚市は昭和40年代からずっと公共下水道の敷設をやってきた、その歴史は歴史として現実、今、そしてこれからのことを考えた場合にどうなのかということがあるからあえてこの3月までに汚水処理構想というのを改めて立てて、このむこう20年に亘るそうした汚水処理計画でどこまで公共下水道を延ばせばどれほどの事業費が掛かり、どれほどの財政負担が生じてくるのかとか言うようなことの課題がひとつ出てくるんだろうと思います。今部長が言われたように全部できればいいという要するに排水の問題もかねて考えるととか言うような話になると全域そういう意味ではやるのかという話になる。そうは行かないからそういう意味では課のまたがる中での汚水処理構想というのを向こう20年に亘って立てようとしてされているわけですね。今日は公共下水道とし尿処理のあり方、要するに市民側からすれば同じ一般廃棄物の処理を収集運搬処理をしてもらうにもひとつ形が方法が変わればそれだけ負担の割合というのも変わってくる。単純にそれだけかといえ一番単純なのが汲み取りだとすれば、それからこれを基準にしたときには色んな意味で二重三重にある意味では税が投入されてる、そういう一面が全く無いとは言えない、ですよ。そうした観点もこの汚水処理構想の中にどれくらいそういう意味では考慮され、議論の中に入れてこの構想が成り立っているのか。今日はあえて浄化槽のことは触れませんでした。これは次の機会に必ず触れたいと思っているんです。要するに公共下水道、今日は建設委員会で公共下水道の関係者だけです、そしてこれがどこが軸になって考えておられるのか、浄化槽の問題点はどこにあるのか、汲み取りの問題点はどこにあるのか、汲み取りと公共下水道の問題はどこにあるのか、汲み取りと浄化槽の問題はどこにあるのか、これが市民側からすればそうした同じ廃棄物を一般廃棄物を処理してもらう、その掛かる費用になんでここまでの差があり、当然の差なのか、それはどこが所管するべきなのか、こうしたこともひっくるめて、この汚水処理構想、汚水処理のあり方というのはひとつ大きな課題もあると僕は思っているんですよ。行政の取るべき市民に対するサービスという点でも問題があるような気がするんです。あえて今日はここへ引っ張り出させてもらったんですが、向こう20年に亘る汚水処理の構想を今回

作成されるというそういう段階ですからあえて私はこの際きちんと市民にも我々も説明したいし、何よりも行政の責任と義務とそうしたものの明確な立場、中身というのを明確にしておきたいとこのように思うんです。これから議論は機会があればさせていただきますので今日はこのあたりで終わりたいと思います。最後になりますが、それは、汚水処理構想はどの時点でどういう形で我々に報告がなされるのか最後に今一度お聞かせ願って質問を終わります。

○ 上下水道部長

報告の時期は次回、2月22日の委員会の方で報告する予定で準備をしているところです。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

案件に記載のとおり、執行部から1件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○ 上下水道部建設課長補佐

建設課長が病休のため、代わって説明させていただきます。上下水道局から1件、5,000万円以上の工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配布しております、工事請負変更契約報告書によりご報告いたします。資料をお願いいたします。工事請負変更契約報告書は上段左から番号、事業名、工事名、請負業社名、変更契約金額、変更増減額、原契約金額、落札率、変更契約工期、原契約工期の順に記載いたしております。勢田配水地管理道路改良及び配水管布設替え工事でございますが、原契約金額187万7,400円増額いたしまして変更契約金額5,524万8,900円とするものです。その主な変更理由といたしましては、掘削に伴う大型転石破碎工の増工及び、精算 変更でございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。

(閉会) 10:45